

平成16年6月23日

報道機関 各位

情報化推進部情報企画課長
河 野 登

東広島市教育委員会との研究協力に関する覚 書の 調印式について

このたび、広島大学大学院教育学研究科と東広島市教育委員会は、学校教育及び生涯学習の解決に向けて、別紙のとおり、研究協力に関する覚書を交わす運びとなりました。

つきましては、下記のとおり、研究協力に関する覚書の調印式ならびに記者会見を行いますのでお知らせします。

記

○調印式

日時 平成16年7月1日(木)10時～

場所 広島大学教育学部 第一会議室
(東広島市鏡山一丁目1番1号)出席者 広島大学 大学院教育学研究科長 中原 忠男 ほか
東広島市教育委員会 教育長 荒谷 信子 ほか

○記者会見

調印式終了後10時30分から、教育学部第二会議室で行います。

【問い合わせ先】

広島大学大学院教育学研究科

社会貢献検討委員会委員長 若元 澄男
(研究科長補佐、初等カリキュラム開発講座 教授)
TEL:082-424-7146

[発信枚数;A4版 4枚(本票含む)]

・[教育学研究科からのお知らせ](#)・[研究協力に関する覚書](#)

平成16年6月23日

各報道機関 殿

広島大学大学院教育学研究科
中原 忠 男

東広島市教育委員会との研究協力に関する覚書について

今般、教育学研究科は東広島市教育委員会と別紙のような「研究協力に関する覚書」を交わし、地元教育界との連携を推進・強化することと致します。これについて本研究科では、6月17日(木)の会議において承認・最終決定を致しました。市教育委員会においても同様の運びとなりました。そして、7月1日(木)に覚書の調印式を予定しております。

市教育委員会と本研究科は、これまでも幅広く連携・協力をしてきておりますが、これを機に、とりわけ基礎的・実践的研究における協力関係を充実強化し、現代化な教育諸課題の解明に取り組むとともに、地元のニーズや期待に応えていきたいと考えております。

なお、本研究科は、既に平成11年度に広島県教育委員会と同様の協力覚書を交わし連携協力関係を充実させてきています。

報道各社におかれましては、今回の趣旨をお酌みとり下さり、広く社会に報道してくだされば幸いです。この件についての問い合わせ先は以下のとおりでございます。

上記、何卒宜しくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

広島大学大学院教育学研究科

社会貢献検討委員会委員長 若元 澄男

(研究科長補佐、初等カリキュラム開発講座 教授)

TEL:082-424-7146

研究協力に関する覚書

(目的)

第1条

広島大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)と東広島市教育委員会(以下「市教委」という。)は、学校教育及び生涯学習上の諸課題に関する基礎的・実践的研究について相互に連携を行い、その成果を広島大学における学部等の教育及び東広島市における学校教育及び生涯学習を中心とした諸活動にそれぞれ活用することで、学校教育及び生涯学習上の諸問題の解決と充実を図る。

(実施機関)

第2条

前条に規定する連携は、研究科(その附属施設を含む。以下同じ。)と市教委(その所管する教育機関を含む。以下同じ。)の間で実施する。

(研究内容)

第3条

第1条の規定に基づき連携して実施する基礎的・実践的研究の内容は、次のとおりとする。

- (ア)教育における情報のネットワーク化に関すること。
- (イ)学校評価に関すること。
- (ウ)教員に求める資質・能力に関すること。
- (エ)現職教員及び教員研究グループへの指導助言に関すること。
- (オ)学習指導の改善充実に関すること。
- (カ)生徒指導上の諸問題への対応に関すること。
- (キ)生涯学習の推進に関すること。
- (ク)その他両者が必要と認めるもの。

(連携の方法)

第4条

研究科と市教委の連携にあたっては、両者の代表者で構成する連絡協議会を設置し、重要事項について協議するとともに、具体的な連携内容について協議するため、連絡協議会の下に検討会議を設置する。また、研究科と市教委は、それぞれ連携窓口を設置し、研究の連携に当たってそれぞれの職員の派遣及び受入について協力すると共に、自ら有する施設、機材及び蔵書等の利用についても、業務に支障のない範囲で双方便宜を供するものとする。

(経費)

第5条

前条に規定する連携実施に当たり、研究に係る経費については、各機関が負担する。前項の規定にかかわらず、職員の派遣経費は、要請した側が負担する。

（有効期間）

第6条

この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の30日前までに、研究科と市教委のいずれからも改定の申入れがない時は、さらに1年間更新するものとし、その後また同様とする。

（疑義の解決）

第7条

この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定める事項以外の事項については、研究科と市教委が双方協議して別に定めることができる。

（補足）

第8条

この覚書に規定するもののほか、連携の細目について必要な事項は、研究科と市教委が協議して別に定めることができる。

この覚書は、2通作成し、研究科と市教委がそれぞれ1通を所持する。

平成16年7月1日

広島大学大学院教育学研究科長 東広島市教育委員会教育長

中原 忠男

荒谷 信子